

平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月8日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
議員の異動	6
議席の指定	6
議員の自己紹介	6
会議録署名議員の指名	7
議会運営委員長の報告	7
会期の決定	8
諸般の報告	8
管理者行政報告	9
管理者提出議案の上程	9
管理者提出議案の提案理由説明	10
議案第1号の質疑、討論、採決	15
議案第2号の質疑、討論、採決	16
議案第3号の質疑、討論、採決	16
議案第4号の質疑、討論、採決	17
議案第5号の質疑、討論、採決	17
一般質問	18
閉会中の継続審査の件	18
管理者挨拶	18
閉会の宣告	19

埼玉中部資源循環組合告示第1号

平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月1日

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄

1 期 日 平成30年2月8日 午前10時

2 場 所 吉見町議会議場

3 付議事件

- 一 埼玉中部資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定
- 一 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 平成29年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）
- 一 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (2 2 名)

1 番	岡	村	行	雄	議 員	2 番	関	口	武	雄	議 員	
3 番	坂	本	俊	夫	議 員	4 番	江	森	誠	一	議 員	
5 番	加	藤	た	だ	し	議 員	6 番	岩	崎	隆	志	議 員
7 番	菅	間	孝	夫	議 員	8 番	北	堀	一	廣	議 員	
9 番	大	野	敏	行	議 員	1 0 番	佐	久	間	孝	光	議 員
1 1 番	高	橋	さ	ゆ	り	議 員	1 2 番	金	子	美	登	議 員
1 3 番	松	本	修	三	議 員	1 4 番	山	田	敏	夫	議 員	
1 5 番	小	高	春	雄	議 員	1 6 番	荻	野		勇	議 員	
1 7 番	小	林	周	三	議 員	1 8 番	内	野	正	美	議 員	
1 9 番	野	口	守	隆	議 員	2 0 番	小	宮		正	議 員	
2 1 番	渡	邊		均	議 員	2 2 番	松	澤	公	一	議 員	

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会

平成30年2月8日（木）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 議会運営委員長の報告
- 第 6 会期の決定
- 第 7 諸般の報告
 - ・ 例月出納検査報告（平成29年度6月～11月）
 - ・ 定期監査報告（平成29年度）
 - ・ 説明員及び説明委任者
- 第 8 管理者行政報告
 - ・ 管理者挨拶及び行政報告
- 第 9 管理者提出議案の上程
- 第10 管理者提出議案の提案理由説明
 - 議案第 1号 埼玉中部資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
 - 議案第 2号 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 3号 埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 4号 平成29年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第 5号 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算
- 第11 管理者提出議案に対する質疑
- 第12 管理者提出議案に対する討論・採決
- 第13 一般質問
- 第14 閉会中の継続審査
- 第15 管理者挨拶

第16 閉 議

第17 閉 会

○出席議員（22名）

1番	岡村行雄	議員	2番	関口武雄	議員
3番	坂本俊夫	議員	4番	江森誠一	議員
5番	加藤ただし	議員	6番	岩崎隆志	議員
7番	菅間孝夫	議員	8番	北堀一廣	議員
9番	大野敏行	議員	10番	佐久間孝光	議員
11番	高橋さゆり	議員	12番	金子美登	議員
13番	松本修三	議員	14番	山田敏夫	議員
15番	小高春雄	議員	16番	荻野勇	議員
17番	小林周三	議員	18番	内野正美	議員
19番	野口守隆	議員	20番	小宮正	議員
21番	渡邊均	議員	22番	松澤公一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	吉見町長	宮崎善雄	君
副管理者	東松山市長	森田光一	君
副管理者	桶川市長	小野克典	君
副管理者	滑川町長	吉田昇	君
副管理者	嵐山町長	岩澤勝	君
副管理者	小川町長	松本恒夫	君
副管理者	川島町長	飯島和夫	君
副管理者	ときがわ町長	関口定男	君
副管理者	東秩父村長	足立理助	君
会計管理者		栗林一之	君
事務局長		根岸正己	君
総務課長		戸口好久	君
施設課長		牧嶋淳一	君

○職務のため出席した事務局職員

書記長	内野隆
書記	岩野浩明

◎開会及び開議の宣告

(午前10時03分)

○小林周三議長 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、ご健勝にて平成30年第1回定例会に出席をいただき、ありがとうございます。本日の出席議員は22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○小林周三議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

◎議員の異動

○小林周三議長 次に、組合議会議員に異動がありましたので、報告いたします。

桶川市の仲又清美議員と岡野千枝子議員より辞職願が提出され、桶川市定例会において、加藤ただし議員と岩崎隆志議員が選出されました。また、嵐山町の青柳賢治議員及び大野敏行議員より辞職願が提出され、嵐山町定例会において、佐久間孝光議員と大野敏行議員が選出されました。小川町議会の根岸成美議員と山口勝士議員及び戸口勝議員から辞職願が提出され、小川町議会定例会において、高橋さゆり議員、金子美登議員及び松本修三議員が選出されました。

◎議席の指定

○小林周三議長 これより議席の指定を行います。

新たに組合議員に当選された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

また、議席を変更する必要があるため、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更を行います。

お諮りいたします。議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 異議がないようなので、議席を変更いたします。

議席については、お手元に配付いたしました議席表のとおり、指定をいたします。

◎議員の自己紹介

○小林周三議長 ここで、新たに組合議員になられた議員に自己紹介を演壇にてお願いいたします。

5番、加藤ただし議員。

〔5番 加藤ただし議員登壇〕

○5番 加藤ただし議員 皆さん、おはようございます。桶川市より来ました加藤ただしでございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 6番、岩崎隆志議員。

〔6番 岩崎隆志議員登壇〕

○6番 岩崎隆志議員 おはようございます。桶川市から来ました公明党の岩崎隆志と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 10番、佐久間孝光議員。

〔10番 佐久間孝光議員登壇〕

○10番 佐久間孝光議員 嵐山町議会、佐久間孝光です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 11番、高橋さゆり議員。

〔11番 高橋さゆり議員登壇〕

○11番 高橋さゆり議員 小川町議会、高橋さゆりでございます。よろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 12番、金子美登議員。

〔12番 金子美登議員登壇〕

○12番 金子美登議員 おはようございます。金子でございます。小川町からお世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 13番、松本修三議員。

〔13番 松本修三議員登壇〕

○13番 松本修三議員 小川町議会の松本修三でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林周三議長 ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○小林周三議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第87条の規定により、議長において指名をいたします。

13番、松本修三議員、14番、山田敏夫議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○小林周三議長 次に、議会運営委員長の報告を委員長の北堀一廣議員にお願ひいたします。

8番、北堀一廣議員。

〔北堀一廣議会運営委員長登壇〕

○北堀一廣議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議事日程第5、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る1月31日午前10時から、吉見町福祉会館におきまして、本日の議事日程等について協議を行いました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。

第6、会期につきましては、本日1日限りといたします。

次に、第7は、諸般の報告。

第8は、管理者行政報告。

第9は、管理者提出議案の上程。

第10は、管理者提出議案の提案理由の説明。

第11は、管理者提出議案に対する質疑。

第12は、討論・採決です。

第13は、一般質問ですが、今回は通告はありませんでした。

次に、第14は、閉会中の継続審査でございますが、特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨を議長に申し出ております。

日程については以上でございます。

簡単でございますが、議会運営委員長の報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○小林周三議長 ご苦労さまでした。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程につきましては、この順序に従い議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 異議なしと認めます。

よって、この順序に従いまして議事を進めてまいります。

◎会期の決定

○小林周三議長 次に、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、北堀委員長の報告どおり、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、今回定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○小林周三議長 次に、日程第7、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から平成29年度6月分から11月分までの例月出納検査及び平成29年度定期監査

の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。ご了承願います。

次に、今回の定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎管理者行政報告

○**小林周三議長** 次に、管理者から挨拶並びに行政報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎善雄管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○**宮崎善雄管理者** 皆さん、おはようございます。本日、平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご参集を賜り、会議が開催できますことに心から厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について行政報告をさせていただきます。

平成29年7月から12月までの組合事務についてご報告申し上げます。

総務関係では、幹事会を毎月開催し、事業の推進を図っております。例月出納検査も毎月実施し、10月には平成29年度の定期監査を実施いたしました。

また、裁判関係では、口頭弁論がさいたま地裁で続いております。

施設関係では、今年度契約いたしました環境影響評価業務委託が来年度で終了となります。また、今年度予定しておりました事業者選定支援業務については、事務事業スケジュール等を精査した結果、来年度に実施することになりました。

また、来年度事業は、都市計画決定や農振除外の手続、用地買収等、大変重要な時期となっております。

なお、(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)は、1月の正副管理者会議において了承されました。今後は、基本設計として決定した後に、これをもとに事業を進めてまいります。平成34年度稼働に向けて確実な事業推進に努力してまいりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○**小林周三議長** 次に、管理者から議案等の提出がありましたので、報告いたします。

議案等につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。定例会に管理者から提出された議案第1号から議案第5号までを一括議題として上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎管理者提出議案の提案理由説明

○小林周三議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

宮崎善雄管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今回提案いたしました議案は、条例制定1件、条例の一部改正2件、平成29年度補正予算議案1件、平成30年度予算議案1件でございます。

初めに、議案第1号 埼玉中部資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を与える目的で条例を制定したいとするものでございます。

議案第2号は、埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告に鑑み、一般職員の給与について改正いたしたいとするものです。

議案第3号は、埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情に待機児童のケースを追加いたしたいとするものです。

議案第4号は、平成29年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）についてです。国庫補助金が減額となることから、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,593万9,000円を減額し、予算の総額を5億1,472万3,000円といたしたいとするものです。

議案第5号は、平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額を8億1,900万円としたいとするものです。前年に比べ2億7,400万円の増となります。主な事業は、用地取得、環境影響評価及び事業者選定等の委託業務です。

以上が提案いたしました議案でございますが、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○小林周三議長 説明は終わりました。

これより議案に対する細部の説明を求めます。

根岸正己事務局長。

○根岸正己事務局長 それでは、議案第1号から第5号につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案つづり1ページをお開き願いたいと思います。議案第1号 埼玉

中部資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、先ほど管理者から申し上げましたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項に基づきまして、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果、これらを記載した書類を公衆の縦覧に供し、生活環境の保全上の見地から、意見書を提出する機会を設けるために制定するものでございます。

恐れ入りますが、次の3ページをお願いいたします。第1条は、条例の目的でございます。管理者が実施いたしました生活環境影響調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書の提出の方法を定めることによりまして、設置または変更に関し、利害関係を有する者に意見書を提出する機会、これを付与すること、これを目的といたします。

第2条では、報告書等の縦覧及び意見書提出の対象を一般廃棄物処理施設といたします。

第3条は、公告する事項を、そして第4条では、縦覧の場所及び期間でございます。

恐れ入ります。次の4ページをお開きください。第5条は、意見書の提出等の告示について、そして第6条は、意見書の提出先とその期限でございます。意見書の提出期限は、ちょうど中段になりますが、縦覧期間満了の日の翌日から起算いたしまして2週間を経過する日までといたします。

第7条は、環境影響評価法または県条例に基づきます環境影響評価による告示や縦覧等の手続、これを経たものにつきましては、この条例に定める手続を経たものとみなすとする規定でございます。

第8条は、構成市町村以外の市町村との協議について、そして第9条は、規則への委任でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。議案第2号 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

提案の理由は、人事院勧告等に鑑み、一般職員の給与について改定したいためでございます。

資料、次の7ページから16ページにつきましては、改正の条例文でございます。

そして、今回の給与改定の概要をまとめたものが17ページでございます。右肩に「議案第2号参考資料」とあります17ページをお開き願います。給与改定の概要でございます。1番の趣旨は、提案理由で申し上げましたとおり、職員の給料と勤勉手当、これを改定するものでございます。

給料表につきましては、1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、そのほかはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定を行います。

勤勉手当につきましては、下の表1のとおりでございますが、アといたしまして、再任用職員以外の職員は、平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を0.85月分から0.95月分に、再任用職員は平成

29年12月期の勤勉手当の支給割合を0.4月分から0.45月分といたします。また、イになりますが、再任用職員以外の職員の平成30年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.9月分に、そして再任用職員は0.425月分といたしたいとするものでございます。

17ページの下になりますが、4、施行期日でございます。給料表の改定は、平成29年4月1日から適用。平成29年12月期の勤勉手当の支給割合の改正は、平成29年12月1日から適用いたします。平成30年度以降の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成30年4月1日から施行いたしたいとするものでございます。

なお、18ページから19ページは新旧対照表でございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号につきましてご説明申し上げます。21ページをお願いいたします。

議案第3号 埼玉中部資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

提案の理由は、職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情等、これを改めたいとするものでございます。次の23ページが改正の条例の文になります。

25ページをお開き願います。右肩に「議案第3号参考資料」とあるページでございます。1番、改正の概要でございますが、既に育児休業をしたことのある職員が当該育児休業に係る子について、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望して申し込みを行っているものの、当面その保育の実施が行われない場合、これを加えたいとするものでございます。

下の段から27ページが新旧対照表となりますが、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めた第3条と、それから休業期間の再度の延長ができる特別の事情を定めた第4条、そして再度の短時間勤務、これを行うことができる特別な事情を定めた第10条に、いわゆる待機児童を保育しているケース、これを追加したいとするものでございます。

議案第3号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の平成29年度補正予算書、これをごらんいただきたいと思います。

1枚開いていただきまして、1ページになります。議案第4号 平成29年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）でございます。平成29年度埼玉中部資源循環組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいとするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,593万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億1,472万3,000円といたします。

第2項、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、債務負担行為の廃止は、第2表、債務負担行為補正によりたいとするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。第2条で申し上げました債務負担行為の補正でございます。平成29年度から31年度までを予定しておりました債務負担行為、事業者選定支援業務委託料でございますが、事業スケジュール等を精査した結果、今年度の実施を見送りまして、一旦廃止したいとするものでございます。期間を見直しまして、改めて実施することといたします。

恐れ入ります。事項別明細書になりますが、8ページをお開き願います。補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。8ページ、歳入についてご説明申し上げます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金3,593万9,000円の減額でございますが、これは循環型社会形成推進交付金の減額でございます。

次の9ページをお願いします。歳出になります。3款事業費、1項事業費、1目施設整備費3,593万9,000円の減額でございますが、まず13節委託料1億2,493万9,000円の減額で、その内訳でございますが、説明欄にございますように、建物調査積算業務委託料300万円の減、環境影響評価業務委託料1億693万9,000円の減、そして事業者選定支援業務委託料1,500万円の減額でございます。25節の積立金は8,900万円で、施設整備基金積立金でございます。

議案第4号、補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 平成30年度一般会計予算についてご説明申し上げます。別冊になります。平成30年度予算書及び予算説明書とあります資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算についてご説明申し上げます。資料の2ページをお開き願います。議案第5号 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算でございます。

第1条、予算の総額は8億1,900万円といたします。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいとするものでございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表、地方債によりたいとするものでございます。

第4条になりますが、一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円といたします。

5ページ、第2表をお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。事業者選定支援業務委託料につきましては、平成30年度から31年度までを期間とし、その限度額は1,500万円といたします。なお、平成30年度分につきましては、当初予算に3,000万円を計上しております。

次の6ページをお願いいたします。第3表は地方債でございます。起債の目的は、用地の取得事

業、限度額は3,113万円といたします。起債の方法は、普通貸借または証券発行とし、その利率は5%以内といたします。償還方法は、融通先の条件に従うことといたしますが、ただし償還期間の短縮、繰上償還、借りかえができることといたします。

予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

申しわけありません。私、先ほど6ページの第3表、地方債の限度額、間違っって申しあげました。限度額を3,113万円といたします。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

〔「3億」と言う人あり〕

○根岸正己事務局長 たびたび済みません。3億1,130万円といたします。申しわけございませんでした。ご迷惑をおかけしました。

10ページをお願いいたします。10ページ、まず主な歳入についてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金3億9,656万9,000円でございますが、これは構成市町村の負担金です。25ページから27ページに負担金の明細書がございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金1,833万3,000円でございますが、これは循環型社会形成推進交付金でございます。その補助率は3分の1でございます。

1つ枠を飛びまして4款になります。繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金8,766万7,000円は、施設整備基金からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金512万2,000円ですが、これは前年度繰越金でございます。

次の11ページをお願いいたします。下の段になりますが、7款組合債、1項組合債、1目衛生債3億1,130万円でございますが、これは土地の購入費等に充てる一般廃棄物処理事業債、これを予定してございます。以上が主な歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。3、歳出でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費564万6,000円は、議員22名分の報酬が401万4,000円、そして9節旅費になりますが、41万円は費用弁償及び研修旅費でございます。14節をごらんいただきますが、使用料及び賃借料53万7,000円、これは視察研修のバスの借上料、それから有料道路通行料などでございます。

2款になります。総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これは4,287万6,000円で、平成29年度と比較いたしますと193万5,000円の減少でございます。その内容は、2節の給料1,909万5,000円、これは特別職の給料と4名の一般職員の給料でございます。3節の職員手当等1,083万4,000円でございますが、これは次の13ページをごらんいただきますが、職員の期末手当、勤勉手当などでございます。

13ページの4節をごらんいただきます。共済費574万円は、市町村職員共済組合負担金でございます。8節の報償費60万円は、弁護士報償費でございます。11節需用費の主なもの、これは消耗品費32万

円、印刷製本費41万8,000円等でございます。一番下になりますが、13節の委託料101万4,000円、これは例規データベース更新業務委託料43万2,000円、それから財務会計システム保守点検等業務委託料24万円などでございます。

恐れ入ります。次の14ページをお願いいたします。14節をごらんいただきます。使用料及び賃借料は、福社会館の事務所借上料59万円、そして複合機や公用車等のリース料、各種システム等の使用料でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、これは研修参加等負担金、それから地元地域連絡会議への補助金等でございます。

次の2款総務費、1項監査委員費、1目監査委員費43万4,000円でございますが、これは監査委員報酬、それから旅費等でございます。

恐れ入ります。次の15ページをお願いいたします。3款事業費、1項事業費、1目施設整備費は7億6,496万5,000円で、平成29年度と比較いたしますと2億7,574万1,000円の増加でございます。主なものといたしましては、2節給料1,388万円でございますが、これは職員4名分の給料、そして3節職員手当等1,086万3,000円、これは職員の期末勤勉手当を初めとする各種の手当でございます。4節の共済費は、市町村職員共済組合負担金539万円でございます。そして、事業の中でも最も多くを占めております委託料でございますが、環境影響評価業務委託料4,000万円で、具体的には現地調査、それから準備書及び評価書の作成を予定しております。事業者選定支援業務委託料3,000万円でございますが、これは発注仕様書の作成と入札事務の支援業務、これが主な内容でございます。事業の発注を円滑に行うこと、これを目的とするものでございます。また、用地取得のための支援業務委託料を1,134万円といたします。

次の16ページをお願いいたします。17節の公有財産購入費3億円でございますが、これは新ごみ処理施設等整備事業予定地全体を一体として購入するものでございます。22節の補償、補填及び賠償金5,000万円、これは建物等の物件補償費でございます。25節の積立金2億8,000万4円でございますが、これは施設整備基金積立金でございます。

一番下の枠になりますが、4款1項の予備費、これは507万9,000円でございます。

なお、ごらんいただいております予算書の17ページから23ページ、ここには給与費の明細書を、そして24ページには債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書を、そして25ページから27ページには構成市町村の負担金の明細を、28ページから29ページには歳出予算の節別分析調、これを掲載いたしました。平成30年度一般会計予算の概要とあわせてご参照いただきたいと思います。

議案第1号から第5号の説明は以上でございます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○小林周三議長 これより日程に従い、議案等の審議に入ります。

初めに、議案第1号について、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○小林周三議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○小林周三議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**小林周三議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○**小林周三議長** 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○**小林周三議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**小林周三議長** 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**小林周三議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○**小林周三議長** 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番、金子議員。

○**12番 金子美登議員** 1点質疑いたします。

周辺施設整備ということで前回説明をいただいたのですけれども、温水プールとか農産物直売所、近々ではレストラン等の案が、吉見地区の検討プロジェクトチームで案が出されているそうなのですが、そこら辺は関係市町村の負担になるのかどうか、わかる範囲でお願いいたします。

○**小林周三議長** 事務局長。

○**根岸正己事務局長** ただいまのご質問にお答えいたします。

周辺の施設についてのご質問あるいはその負担に関するご質問ですが、現在周辺の施設につきましては、地元の要望、これらを協議していただくために地元連絡会議、これらを設置したところがございます。また、構成市町村においても、施設に係る検討を行っていただきながら、副市町村長会議を開いていく中で具体的な検討を始めたところがございます。したがって、議員さんご質問の負担等につきましては、今後検討をしていくという予定でございます。

以上でございます。

○小林周三議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎一般質問

○小林周三議長 次に、一般質問ですが、事前に通告はありませんでした。

◎閉会中の継続審査の件

○小林周三議長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回会期の日程等について閉会中に継続審査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林周三議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次回会期の日程等について、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○小林周三議長 以上で平成30年第1回定例会の議事は全て終了いたしました。

議員の皆様には、重要案件について慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。

ここで、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎善雄管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。今期定例会におきまして提案申し上げました全ての議案について慎重審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。議員の皆様のご意見等を今後の組合行政の運営に反映し、参考にさせていただきたいと考えております。

暦の上では春を迎えておりますが、まだまだ寒い日が続いております。議員の皆様も健康に留意され、今後も引き続き組合事業の推進にご協力いただきますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小林周三議長 これをもって、平成30年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年2月8日

議 長 小 林 周 三

署 名 議 員 松 本 修 三

署 名 議 員 山 田 敏 夫